第 1 7 5 - 6 号 令 和 7 年 9 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高崎市長 富岡 賢治

市町村名	高崎市							
(市町村コード)	(10202)							
地域名	八幡地域							
(地域内農業集落名)	(山名・木部・阿久津・根小屋)							
協議の結果を取りま	令和 7 年 9 月 9 日 とめた年月日 (第 3 回)							

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落営農法人や認定農業者が大型機械を所有し、大規模に水稲、麦及び飼料用稲を作付けしている。一部の認定農業者で農地集積が進んでいるものの、いかに所得を確保していくかが課題である。また、農地や畦畔、水路の管理 について適切に行っていく必要がある事や、用排水路の老朽化が進んでいる事も課題である。

野菜では、選果場など産地基盤が整備されたトマト団地が形成され、「うれっ娘トマト」の名でブランド化を図っている。

農地の出し手に対し、協議の場の意義や中間管理機構の役割を周知し、協議の場への出席を促すなど、活用議論の活発化を図る。また、農地の出し手のみならず様々な経営スタイルの担い手がメリットを感じられるように、協議の場を通じて地域としてのより良い中間管理機構の活用方法を検討し、地域全体で農地の効率的利用を図る。

分散錯圃の解消等は、地域全体にとってメリットを感じられるよう、地域農地全体の水利の改善、畦畔管理の省力化、水田の持つ洪水時の一時貯水機能等を考慮して検討を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田・畑の輪作等、利用を柔軟に出来るようにし、省力・効率的かつ需要を見据えた地域農業を推進する。 土地利用型作物については、集落営農法人や認定農業者を中心に、農地の流動化及び大型機械の共同利用による規 模拡大と作業の効率化に取り組む。また、畑作物の直接支払交付金を最大限に活用し所得向上を図る。

体験農業等により生消交流、有機食材の学校給食への供給や地産地消等を推進し、地域ブランドを確立し新たな需要を創出する。

分散錯圃の解消や水利の改善等を通じ、農地の規模拡大を志向する農業者、有機栽培や地域ブランド化等高付加価値を志向する農業者、高齢農業者や兼業等自給農業者他、様々なスタイルのより多くの担い手それぞれが輝き且つ 共存共栄可能な地域農業経営を目指したい。

本地区は、「うれっ娘トマト」という完熟トマトを生産・販売しており、安全・安心なトマトとしてブランド化を 推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

X	域内の農用地等面積	161.5 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	161.5 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の範囲については、原則、	農振農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や認定新規就農者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、高崎市農地情報登録も活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。

地元及び関係機関が連携をし、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制・支援体制を整えていく。

(2)農地中間管理機構の活用方針

担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地 の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市を中心に県及びJAと連携した就農相談体制を強化し、就農希望者の意向を踏まえながら研修計画や就農後の経営計画策定を支援する。また、研修先農家や空きハウスのリスト化など、新規就農者受入体制を整備し、露地野菜及び施設園芸、集落営農組織の担い手確保に努める。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

法人たかさきの南八幡の作業部会で赤カビ防除としてドローン委託を行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

7	①鳥獣被害防止対策	>	②有機・減農薬・減肥	料	③スマート農業	V	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	>	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設	>	⑨耕畜連携等	\	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地元猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵による防除・周辺環境の整備を複合的に実施し、鳥獣による 農作物被害の低減に努める。
- ②③④持続可能な地域を目指し、農業の省力・省エネ化及び担い手確保のため、スマート農業技術の導入を検討するとともに、減農薬・有機栽培などによる農作物の高付加価値化、高収益作物の栽培推進(畑地化)及び輸出等による販路拡大など地域の高収益化に向けた取組を検討していく。天敵製剤や特別栽培の認証をはじめとする環境負荷の低減に取り組む。
- ⑦多面的機能支払交付金事業の実施を継続して、地域資源の保全管理を推進する。
- ⑧南部ライスセンターの建て替えを希望する。
- ⑨飼料用稲の生産を行っており、周辺の畜産農家へ供給されている。
- ⑩食育や地産地消等を推進し、需要の増大を図る。